

国際課税委員会（第51回）の概要

文責 森信茂樹

7月26日、青山副委員長（筑波大学教授）から、「英国の国際租税の動向」についてお話しいただきました。（資料別添）

内容は、以下の通りです。

- ・英国は新政権の下で法人税改革にとりかかっているが、国際課税の面でも興味深い点が多くある。
- ・法人税率を、減価償却の見直しなどで課税ベースを広げつつ、法人税率を、4年かけて4%引き下げ、24%にすることを目指している。加えて、CFC税制の改革、支店課税制度の改革が議論となっている。
- ・わが国税制改正への示唆としては、領域主義への移行をどう考えるのかという点、立法過程における関係者とのコンサルテーションの在り方という点、さらには立法と執行の協調という点などがあげられよう。
- ・まず法人税の課税ベースであるが、グローバル化の中で、更なる領土主義への移行を目指している。これは、英国に本社を置く多国籍企業の国際投資に友好的な税制が必要という判断からだろう。そのため、CFC税制と外国支店課税を改正して、課税ベースをさらに領土主義的なものに変更することを考えている。
- ・もうひとつ、支店利子控除について、英国の国際競争力という観点から、大きな改正を予定しないことが明らかになった。利子控除を認めることは、OECD加盟国の標準でもあり、会計基準にもマッチする。もっとも、租税回避の陸への対応は、引き続きレビューする予定である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。